

事業名	離島活性化交付金事業
事業内容 (目的・概要)	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。</p>
事業主体	離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県・市町、民間団体
採択要件	<p>(1) 定住促進事業 ア産業活性化事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戦略産品開発（戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト、販売、産業活性化のための広報等） ② 輸送支援（戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費支援） ③ 企業誘致等促進（企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画立案、相談窓口設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーター招聘、島内人材のスキルアップ、モニターツアーの実施、企業マッチング等） <p>イ定住誘引事業 U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供、定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供等</p> <p>ウ流通効率化事業 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある以下の機材の導入であって、離島の流通に限定して利用するものを対象とする。ただし、③は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年4月27日法律第33号）の別表に掲げられている地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コンテナ（冷凍、冷蔵含む。）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫その他これらに類する機材 ② 物資運搬船等の改良（保冷施設の設置等） ③ 遠隔離島の流通に必要な産品の品質管理に資する機材等 ④ 附属設備交流促進事業 <p>エデジタル技術等新技術活用促進事業 デジタル等の新技術を導入することにより地域課題の解決を図る以下のような取組を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ドローン等を活用した物流確立 ② グリーンスローモビリティ等の導入 ③ 遠隔診療の導入 ④ 遠隔教育の導入

	<p>⑤ 再生可能エネルギーの活用 ⑥ 介護、防災等の省力化に向けたセンサー技術の導入 ⑦ その他のデジタル技術等新技术活用促進事業</p> <p>オ小規模離島等生活環境改善事業 人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する以下の取組を対象とする。</p> <p>① 買い物支援（共同組織の組成・運営、店舗の開設・運営、移動販売の実施、商品の運搬・管理、受注管理システムの構築等） ② 高齢者等の送迎支援（共同組織の組成・運営、地域コミュニティ等による高齢者等の送迎体制の構築・送迎の実施、送迎時の介助等の実施、緊急通報システム等の構築等） ③ その他の日常生活機能の補完に係る支援</p> <p>カ安全安心向上事業（計画策定等事業） 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等</p> <p>キ その他の定住促進に資する事業</p> <p>（2）交流促進事業 島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる、次のアからウまでの事業。</p> <p>ア地域情報の発信（パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等） イ交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり（インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査、観光地域づくり推進主体の立上げ、関係人口創出に向けた中間支援組織の立上げ、施設整備（衛生環境の改善のためのトイレの改修等（洋式化、バリアフリー化。新設は支援対象外）に限る）等） ウ島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進（離島留学（寄宿舎の整備を含む）、体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業、関係人口案内所等でのイベントの実施等）</p>
<p>補助率、融資額、その他の財源措置の内容</p>	<p>補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の2分の1以内 ・ 民間団体・・・予算の範囲内で各事業の3分の1以内 <p>（国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、県、市町、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p> <p>※ 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても2分の1以内</p> <p>事業期間 原則として3年以内</p> <p>成果目標 あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定</p>
<p>制度創設年度</p>	<p>平成25年度</p>

関係省庁名	国土交通省離島振興課		
最近の実績	○平成 25 年度 大崎上島町 ○平成 26 年度 大崎上島町 ○平成 27 年度 大崎上島町 ○平成 28 年度 三原市、大崎上島町 ○平成 29 年度 三原市、大崎上島町 ○平成 30 年度 大崎上島町 ○令和元年度 広島市、大崎上島町 ○令和 2 年度 広島市、大崎上島町 ○令和 3 年度 広島市、大崎上島町 ○令和 4 年度 広島市、三原市、大崎上島町 ○令和 5 年度 広島市、呉市、三原市、大崎上島町		
担当課名	地域政策局 中山間地域振興課		
連絡先	Tel	082-513-2636	e-mail chichusankan@pref.hiroshima.lg.jp